

第10回熊本市・富合町合併協議会会議録

日 時 平成19年10月23日(火)
会 場 KKRホテル熊本 2階 城彩

開会時間 午後1時30分
終了時間 午後2時35分

○ 出席委員等 (22名)

会 長	幸 山 政 史				
副会長	村 崎 秀				
委 員	三 嶋 輝 男	田 中 榮 信	牛 島 弘		
	江 藤 正 行	上 村 恵 一	米 原 靖 雄		
	内 藤 信 博	松 永 隆	福 原 政 治		
	宮 原 スエ子	森 日 出 輝	田 川 家 稔		
	岩 永 則 勝	金 子 雄 子	本 田 慶 信		
	江 野 秀 春	原 田 みよ子	長曾我部 久		
	西 村 榮 記	山 本 國 雄	井 川 正 明		

○ 欠席委員等 (1名)

森 川 治 雄

○ 熊本市・富合町合併協議会事務局出席員

豊 永 信 博	坂 本 泰 三	紫 垣 克 也
村 上 誠 也	中 川 和 徳	田 中 邦 彦
田 中 徹	池 田 哲 也	喜 佐 田 充 伸

第10回熊本市・富合町合併協議会 次第

日 時：平成19年10月23日（火）午後1時30分～

場 所：KKRホテル熊本 2階 城彩

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

〔報 告〕

議員専門部会からの報告

〔協 議〕

（1）前回提案

協議第37号 都市計画の取扱いについて（その1）

協議第40号 教育関係事業の取扱いについて（一部再提案）

協議第16号 使用料・手数料の取扱いについて

（2）今回提案

協議第 2号 合併の期日について

協議第 6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第 8号 地域自治組織等の取扱いについて（その2）

〔その他〕

4 閉 会

午後1時30分開会

司会

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第10回熊本市・富合町合併協議会を開会いたします。本日は御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。

ここで配布資料の確認を行います。御手元に1枚紙で「第10回熊本市・富合町合併協議会次第」、「出席者名簿」、それと綴じてあります「第10回熊本市・富合町合併協議会」の冊子、最後に「都市計画関係資料」の冊子がございます。以上4種類の資料を配布しております。

資料の不足等がございましたら事務局までお申し出いただきたいと思っております。御確認いただきありがとうございます。それでは御手元に配布しております会次第に従いまして進行させていただきます。

まず最初に、本協議会会長であります熊本市の幸山市長が御挨拶申し上げます。

会長挨拶

幸山 政史 熊本市長

皆さんこんにちは。第10回目を数えることになりましたが、熊本市・富合町合併協議会の開催にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。本日は、両市町の議員の皆様をはじめといたしまして、各委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、御出席をいただいたこと、まずは厚く御礼を申し上げますし、また、前回もそうございましたけれども、第9回目の協議会から間もない中での開催となりましたけれども、それぞれお繰合せの上に御出席をいただきましたことに重ねて厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございます。

余談でございますけれども、先般の協議会の中で熊本城の築城の400年祭を御案内申し上げましたけれども、早速先週末ではございましたけれども、町長さんもお見えいただきましたし、内藤委員さんもお見えいただき、他の委員さん方もお見えいただいたのかもしれないけれども、早速足をお運びいただいたことに対しまして厚く御礼申し上げますし、築城400年祭は28日日曜日まで続いておりますので、どうぞ、もしまだの方がいらっしゃるならば、是非秋の熊本城築城400年祭にお越しをいただければと改めて御案内申し上げます。

それでは、御挨拶を申し上げますけれども改めまして、この合併協議会でございますけれども、委員の皆様方に審議をお願いいたしております42項目ございますが、そのうち既に36項目につきまして御承認をいただいたところでございまして、残すところ6項目というところまできております。

今回、議員専門部会に付託をいたしておりました項目の中で、「合併の期日」等の3項目につきまして、後ほど報告がございまして、皆様方に御審議をいただくという運びになっております。また、前回提案をさせていただいておりました「教育関係事業の取扱い」や

継続審議をお願いしておりました「都市計画の取扱い」等につきましても改めまして御審議をいただきたいと考えております。

今回の各項目についてでございますが、これまでの36項目もそうございましたけれども、特に両市町にとりまして大変重要な項目であるわけでございますので、議員の皆様や住民の皆様にも直接係わりのあることでもございますので、委員の皆様にはどうぞ忌憚のない御意見や御質問等をいただければと考えているところでございます。

委員皆様も御承知のとおり、この合併協議会は、本年1月に立ち上げさせていただきまして両議会の御承認をいただき、10カ月あまりの期間、協議を進めてまいったところでございます。その間、協議の状況につきましては住民説明会あるいはホームページによる開催状況のお知らせ、「合併協議会だより」の全戸配布や新聞掲載等により、住民の皆様に対してこれまでの取り組みについて報告を行ってまいったところでございます。

また、先般御承認をいただきました「新市基本計画」の策定にあたりましては、アンケートによる御意見や住民の皆様方からのパブリックコメント等を反映した形で作成をいたしたところでございます。

いよいよ合併に向けました協議項目も残りわずかとなっておりますので、合併に向けた取り組みも最終段階を迎え、両市町の住民にとりまして、最良の結果を得られますように、どうか委員の皆様のお意見を賜りながら、これまで過去9回同様、実りのある会議にしてまいりたいと考えておりますので、何とぞ御協力をよろしくお願い申し上げたいと存じます。

最後になりましたけれども、改めて両市町にとりまして合併により新たな街づくりが可能となり、政令指定都市を目指していく上におきましても、この合併が大変重要な鍵を握るとともに、その方向性を示す大切な協議であることをどうか御理解をいただきました上で、この合併が成就できますよう皆様方の御協力を重ねてお願いを申し上げまして会議の冒頭にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会

それでは、これより「次第3議事」に入らせていただきます。会議の進行につきましては、協議会規約第10条第2項の規定により会長が議長となることとなっておりますので、これから先は会長に議事進行をお願いします。

会長

規約に従いまして会長が議長を行うということでございますので、議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

まず、「委員の出席数について」でございますが、本日は現在21名、森川委員さんが欠席という連絡を受けておりまして、森委員さんが少し遅れるということでございます。現

在21名の御出席をいただいておりますが協議会規約第10条第1項の定足数を満たしておりますことを、ここに御報告申し上げます。

ここで会議録署名委員の指名を行いたいと思います。本日は、熊本市から牛嶋委員、富合町から西村委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。それでは早速、御手元の次第に沿いまして議事を進めてまいりたいと存じます。それでは、「次第3議事」に入らせていただきます。

最初に報告でございます。この報告につきましては議員専門部会からの報告であります。それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

議員専門部会からの報告を申し上げます。3頁をお願いいたします。このように議員専門部会部会長、嶋田幾雄様から平成19年10月18日付けで報告がっております。内容につきましては、4頁をお願いいたします。第8回の議員専門部会は平成19年10月18日午後1時30分から2時30分までということございまして、19名の出席で行われました。審議の状況でございます。第8回熊本市・富合町合併協議会議員専門部会では、付託を受けた事項のうち、協議第2号、協議第6号、協議第8号について審議を行い、次のとおり承認されたということでございます。(1)「協議第2号 合併の期日」合併の期日は、平成20年10月6日とする。(2)「協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い」1、議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例等に関する法律(以下「法」という。)第8条第2項の規定(定数特例)を適用する。また、合併後最初に行われる一般選挙においては、法第8条第5項の規定(定数特例)を適用する。2、議会の議員の報酬及び費用弁償については、合併時に熊本市の例により統合することとございます。(3)「協議第8号 地域自治組織等の取扱い」富合町合併特例区の規約(案)について原案どおり承認するというところとございまして、具体的な内容につきましては後ほど、議案として御説明をさせていただきます。尚、下の方に議員専門部会で審議する事項、全部で10項目でございますが、進捗状況ということとございまして、今回の報告を持ちまして議員専門部会の審議事項というのは一応終わらせていただいたということとございます。以上でございます。

会長

ただ今、議員専門部会からの報告について説明があったところでございますけれども、御質問等につきましては次第3の協議の中でお願ひしたいと思いますので、以上で報告につきましては、終わらせていただきたいと思います。

次に早速でございますが、協議に入らせていただきます。協議につきましては、前回提案をお諮りいたします。前回提案いたしました3協議項目につきましては、今回承認の是非をお諮りをいたします。それでは、前回提案の協議第37号「都市計画の取扱いについ

て（その1）」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

協議第37号、7頁でございます。継続分でございます。「都市計画の取扱いについて（その1）」、都市計画の取扱いについて承認を求めるということでございます。本文でございます。都市計画区域及び都市計画区域区分については、現行のまま新市に引き継ぐというのが当初の案でございました。前回の協議会におきまして修正案というものを提出させていただきました。今回は修正案について御審議をいただくということでございます。修正後、都市計画区域及び都市計画区域区分については、現行のまま新市に引き継ぐ。合併後直ちに、富合町区域の宇土都市計画区域の取扱いについて、関係機関と協議をするものとする。以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長

ただ今、事務局から説明がありました協議第37号につきまして、御意見・御質問等があればお願いいたします。

松永委員さんお願いいたします。

松永委員

松永でございます。先般の法定協議会で要望書を読ませていただきました。幸山市長に提出させていただいたわけですが、今日はですね、皆様のお手元に都市計画関係資料という形で配布してあると思いますので、A4が3枚でA3が1枚でございます。これに順を追って説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

先般の2枚目の要望書で、市長宛に合併後に政令指定都市となる場合の都市計画の取扱いについての要望書ということで読ませていただきました。富合町の現状の中身というのは、数回皆様にお話しておりますので、お分かりかと思えます。それで、2枚目の裏の方にですね、市街化調整区域内の土地利用について、富合町では大部分が市街化調整区域の指定を受けることが推定されることから、町民が心配しております市街化調整区域の宅地開発制度について要望しますということで、要望いたしました。この中身に、宇土都市計画区域の関係、または農用地の白地区域の関係の中で、県条例で定めてあります集落内開発制度の運用が、富合町住民の意向に沿えるものではないという要望をさせていただいたわけでございます。その1つとして、既存集落内開発の条例を制定することと、熊本市が政令指定都市になったときにですね、独自の条例を富合町に緩和していただく条例を制定していただきたいということで要望しております。もう1つは既存集落内開発制度の運用における既存集落及び区域の設定、住民の意見を聞きながら富合町の各集落及び集落周辺の農振白地区域の実状に即した取扱いに配慮することということで、2点を要望いたし

ました。3枚目のこのカラーでございますが、このカラーの中で県条例の集落内開発制度（市街化調整区域の開発許可基準条例）ということで、お示ししてあるわけでございます。これに基づいて、政令指定都市になった場合、こういったふうな形になっていくかという中で、右の欄にですね、私たちが懸念される50m以内で50戸以上の建築が連たんしないと、家が建てられないといった条例になっております。この他に幅員が6m以上の道路が適当に配置しており、かつ6.5m以上の区域外道路に接続していること。また通行の安全等に支障がない場合は、それぞれ幅員4m以上の道路とすることと、いろんな条件が書いてございますが、これに基づいてですね、4枚目の富合農業振興地域整備計画図という形で黄色に塗ってある紙があると思います。この青のラインで囲ってある部分が、富合町の農振地域でございまして、この黄色の部分がですね、農用地でございまして、それ以外の白地のところが農用地外で家が建てられると。これは都市圏離脱をした後の宇土都市計画区域に入った時の今の現状の計画でございまして、そういった中でですね、富合町の中にも22地区ほどあるんですが、県条例からいきますと、50m以内で50戸以上の家が連たんしていないと、家が建てられないといった関連であれば、富合町の中にそういった地区というのは、数地区しかありません。2～3地区かそれくらいしかありません。私たちが懸念される区域区分があったときに、富合町がほとんど市街化調整区域になっていくんじゃないかというふうに思われるわけでございます。そういった中で土地利用については、今回幸山市長宛にですね、議員10名の連名で、こういった形の中で、要するにそのへんの緩和、数字的にはっきりしたことは言えないんですが、例えば20戸以内で50m・100mという形ではなくて、水路とか道路のその辺の線で家を建てられるといった緩和をしていただけないだろうか。非常にそういった中身に関しても、富合町も都市圏離脱した意味というのがありますので、やはり今回の合併に向けまして、熊本市さんも政令指定都市を目指しているという形の中で、非常に懸念される我が富合町でも、区域区分ということに非常に懸念を持っております。そういった要望をですね、今回出しまして、協議も6回7回と、熊本都市計画の担当課の方、また豊永事務局長も含めまして、我が執行部とも協議を行ったわけでございます。そして、昨日ですね、10月22日に幸山市長名で回答をいただきました。もちろん数字的には政令指定都市になってからじゃないと条例を作れないということで、具体的にはここには出しておりませんが、我々としてはそういった要望を飲んでいただいたという、納得した形で、この回答をいただいたというふうに理解しておりますので、その一部をですね読ませていただきたいと思います。

「市街化調整区域につきましては、市街化を抑制する区域であることから原則的に開発は規制されておりますが、人口減少など地域コミュニティの低下等に配慮し、集落内開発制度など土地の有効活用に資する制度導入を、本市の土地利用と整合を図りながら検討していくこととしております。」ということで、もう1つは、「制度導入に当たりましては、住民の方々の意見を聴きながら、地域の実情に即した制度となるよう十分に検討を重ねていく予定でございまして、本市といたしましては、区域区分を行う場合、これまで貴町が培っ

てこられたまちづくりの趣旨を尊重し、対応してまいりたいと考えております。」というこ
とで回答をいただいております。

この前もですね、幸山市長の方から新聞等に富合町の要望に沿うようにという形で返答
もいただいております。そういう中で私たちは住民にまず1つ安心をさせることができる
かなという形で、私たちは納得しておりますので、どうかこの協議会の中でですね、皆様
方にも理解をしていただきまして、是非今後の富合町、熊本市になってから熊本市の中の
1つの区域になるわけでございますが、そのへんを是非配慮していただきながら、今後と
もよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

会長

ありがとうございます。松永委員さんの方からですね、ただ今詳しく御説明があつた
ところでございます、私の方からあえて申すまでもございませぬ。そういう形で回答を
出させていただいているということでございます。この件につきまして、他に何か皆様方
から何か御意見・御質問等あればお願ひいたします。

原田委員さん、どうぞ。

原田委員

富合町の良さを活かしながらということであればですね、住宅地とかそういうのになる
場合、できたら北欧とかのように、隣を塀ではなくて木で環境とかを大事にしながら都市
計画をやっていたらと思ひているんです。今までみたいな都市開発ではなくて、今
ある環境を活かして、農業とも調和するようなまちづくりを是非、今後の新しい都市計画
開発を目指していただけたらと思ひます。できたら100坪くらいですね、熊本市み
たいになぜ、50坪、60坪と狭いところに住まなくてはいけないかなと思ひとりますの
で、北欧と同じように広い敷地で住めたら、富合らしいまちづくりができるかなと思ひ、
期待しております。

会長

松永委員さんの方からお願ひいたします。

松永委員

ありがとうございます。本当に今の私たち富合町の中というのは、確かに田舎ではござ
いますが、緑川の一級河川、雁回山などがありまして、非常に子供たちも素直で住みよい
場所であります。環境もいいです。政令指定都市後はですね、是非、熊本市からも土地が
いっぱいあります。家が建てられると思ひますので、家を富合町の方にどんどん建ててい
ただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会長

今に関連して、それ以外のことで結構でございますので、何か協議第37号につきまして御意見・御質問等あればお願いいたします。他、ございませんでしょうか。それでは、ないようでございますので、協議第37号につきましては、原案のとおり承認ということによろしいですか。

(了承の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第37号「都市計画の取扱いについて(その1)」につきまして原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第40号「教育関係事業の取扱いについて(一部再提案)」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

11頁をお願いいたします。協議第40号「教育関係事業の取扱いについて(一部再提案)」ということございまして、前回ご説明を申し上げましたので、今回は読み上げさせていただくということにさせていただきたいと思っております。1、下記の事業は、合併特例区の事業として継続する。その後は富合地域の独自事業として検討するというので、各種大会等ということでございます。ここは、再提案というところですが、2-1ということございまして、同じく下記の事業は、合併特例区の管理施設として継続する。合併時に熊本市の施設料金を基に統一したうえで、富合地域の住民については合併特例区の間は減免・免除の取扱いとする。その後は熊本市の例により統合するというので、最初は下の3つを書いてございましたが、この場合提案といたしましては各種体育施設ということにさせていただきます。それから2-2でございます。下記の事業は、合併時に熊本市富合公民館として統合する。特例区ではないということですね。公民館ホールについては、新たに文化ホールとして設置する。ということで公民館の運営ということでございます。2-3下記の事業は、合併時に熊本市富合公民館及びホールの使用料については、5年間に限り現行のとおり継続する。その後は熊本市の例により統合するというので、公民館使用料ということでございます。3は、当初からの提案どおりということございまして、下記の事業は、合併特例区の事業として継続する。その後は熊本市の例により統合するというので、公民館学級、成人式ということでございます。4でございます。全文削除の上、再提案ということございまして、下記の事業は、熊本市富合公民館図書室とし、閉館時間については、5年間に限り現行のとおり継続する。その後は熊本市の例により統合するというので、図書館の施設管理運営ということでございます。5は、全文削除で再提案ということございまして、下記の事業は、合併時に熊本市富合公民館図書室となり、

電算システムは統合するが、一部（複写サービスは廃止）を除き、5年間に限り現行のとおり継続する。その後は熊本市の例により統合するということで、図書の管理等ということでございます。残りにつきましては、以前から提案させていただいて御承認をいただいたところでございます。よろしくお願ひいたします。

会長

ただ今、事務局から説明がありました協議第40号につきまして、御意見・御質問等がありましたらお願ひいたします。

熊本県市町村総室 山本審議員

県の市町村総室の山本と申します。今日は総室長の代理で出席をしておりますけれども、資料の12頁の4でございますが、直接今回の協議項目に関連する部分ではございませんが、今後の要望ということで御意見を出させていただきたいと思ひます。それぞれ、公民館に図書室が配置されておまして、今17時で閉館されていると思うんですけども、非常に働いている方も多い状況でございます、将来に向かひましてやっぱり19時頃まで開館していただけるような形ですね、御検討をいただければなと思ひますのでよろしくお願ひいたします。要望でございます。

会長

要望ということでございますので、何か答えられますか。お願ひいたします。

熊本市立図書館

市立図書館でございます。詳細については、19頁に市立図書館と、現在の公民館図書室の開館時間の違いが上がっております。私どもとしましては、現在やはり市民のニーズに合わせた感じで、公民館図書室は少なくとも市立図書館並みには、上げたいなということで今検討をしております。ただ今ございました要望、今後の長い目で見た市民のニーズ、十分に考慮しながら検討しなければならないことだろうと思ひますので、それと合わせまして総合的に検討をさせていただいて、利用者のニーズに応えられるような形で整理をしてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

会長

御要望ということでございましたけれども、現在検討を進めているということでございます。ありがとうございました。他に何かございませんでしょうか。他はございませんでしょうか。それでは、ないようですので、協議第40号につきましては、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。協議第40号の「教育関係事業の取扱いについて(一部再提案)」につきまして、原案のとおり承認とさせていただきます。続きまして協議第16号「使用料・手数料の取扱いについて」につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

23頁でございます。継続分ということございまして、前回提案させていただいたことも含めまして、使用料・手数料継続をさせていただきました。具体的には26頁をご覧くださいと思います。使用料・手数料でただ今御審議いただきました公民館の使用料、協議番号40-19ですね。それから図書館・複写サービスの問題、協議番号40-23ということが、まず使用料の問題ということございまして、ここの分が御審議いただいた公民館が特例区から公民館に変わったものですから、それから図書館も変わったものですから、再提案をさせていただいたということでございます。中身は変更ございません。よろしく願いいたします。

会長

ただ今説明のありました、協議第16号につきまして何か御質問等がありますなら願いたいと思います。追加ということで、特にございませんでしょうか。それでは、ないようでありますので、原案のとおり承認ということでよろしいですか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。協議第16号「使用料・手数料の取扱いについて」につきましても、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして協議2の今回提案分に入らせていただきます。今回提案の3協議項目につきまして、委員の皆様にご説明を行わせていただきます。それでは、協議第2号「合併の期日について」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

今回提案分、協議第2号「合併の期日について」につきまして御説明を申し上げます。29頁をご覧ください。合併の期日は、平成20年10月6日とするというものでございます。先ほど、報告がありましたように、議員専門部会での審議、承認に基づく提案でございます。合併の期日を決定するにあたりまして、考慮が必要な点を2点ほど申し上げてお

きますと、1つは住民生活への影響、あるいは合併時期に予定されます事務事業でありますとか、公的行事そういったものとの関係、あるいは合併時の事務処理、引継ぎ、こういった利便性を総合的に勘案する必要があるということが1つでございます。2番目に電算システムにおきまして、この統合作業に半年以上相当程度の期間を要するというところでございます。合併時期のシステムの移行につきましては、更に安全確実に実施をするためには、その時点で2日程度の日を要します。そのため土日等を活用いたしまして、閉庁日を活用いたしまして月曜日あたりに設定するというのが、システムの移行には円滑に行えるという点がございまして、この6日は月曜日となっております。そういうことで、このような考え方に基きまして、今回提案されたものでございます。以上でございます。

会長

ただ今、事務局から説明がありました協議第2号につきまして、御質問・御意見等がございますならお願いいたします。

内藤委員さんお願いいたします。

内藤委員

内藤でございます。協議につきましては提案し、次回に承認するというところで進められておりますが、協議第2号「合併の期日について」、協議第6号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」、協議第8号「地域自治組織等の取扱いについて（その2）」の3協議項目については、議員専門部会へ付託された事項であり、今回協議の前回提案分が全て承認されましたので、この3協議項目が最後の協議項目となります。また、議員専門部会の付託事項につきましては、これまで提案承認を1回で行ってきた経緯もございまして、今回承認までお諮りしたらどうかと思い提案するものでございます。以上です。

会長

ただ今、富合町の内藤委員さんから議員専門部会の付託事項であります3項目につきましては、本来ならば今回提案、次回承認となるところでございますが、今回承認まで行ったらどうかという御意見がございました。この取扱いについて、他の委員さん何か御質問があればお願いいたします。今の内藤委員さんからの御提案はいかがでございましょうか。

(質問なし)

会長

内藤委員さんの御提案でいいのではないかという御意見がございますけれども、それでは、他の委員の皆様方からも承認までお諮りしてもいいという御意見も出ておりますので、3項目につきましては、この協議会におきましてでお諮りたいと思っておりますが、よろしい

でしょうか。

(はいとの返答有り)

会長

それでは、そのように取り扱わせていただきます。改めまして協議第2号の「合併の期日」につきまして、何か御意見・御質問等がございますならお願いいたします。特にありませんでしょうか。

(なしとの返答有り)

会長

協議第2号「合併の期日について」につきまして原案のとおり承認ということでよろしいですか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。協議第2号「合併の期日について」につきまして、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして協議第6号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」につきまして、これも、先ほど御了解いただきましたので、今回承認の是非まで求めたいと存じます。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、31頁をご覧ください。協議第6号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」でございます。1、議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例等に関する法律（以下「法」という。）第8条第2項の規定（定数特例）を適用する。また、合併後最初に行われる一般選挙においては、法第8条第5項の規定（定数特例）を適用する。2、議会の議員の報酬及び費用弁償の取扱いについては、合併時に熊本市の例により統合するというものでございます。少しこの制度につきましては、込み入ったものでもございますので、制度について資料をもとに御説明を申し上げたいと思います。38頁39頁に法律を付けております。ここに議会の議員の定数に関する特例ということで第8条、右側に議会の議員の在任に関する特例で第9条という制度が載っております。これにつきましては、2つの特例の制度があるということでございます。その中で定数特例は、第8条第2項でございますが、この7行目から8行目に書いております編入をする合併関

係市町村の議会の議員の在任期間に相当する期間に限り、中段の16～17行目でございますが、編入合併特例定数というものをもってその議会の議員の定数とすることができるというものでございます。それを、下に第5項でございますが、39頁ですが、1行目から2行目にかけてでございますが、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間については、その編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。さらにもう一度、次の選挙のときまでには、もう一回定数特例ができるということでございます。それから、9条の中段につきましては、その2行目、3行目でございますが、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。その期間はその下の方の第2号というところに、編入をする合併市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間というものでございます。第3項の方にその在任特例適用後により最初に行われる一般選挙により選出される議員の任期については、さらに編入の合併特例定数を適用できるという制度になっております。35頁をご覧ください。そのような制度に基づきまして、ここに書いてございますように、編入合併の場合、編入される側の議会の議員はその身分を失うのが原則ということになるわけでございますけれども、この特例法を持ちまして、新市の議員の定数や在任にかかる特例措置が設けておるということでございます。今の定数につきましては、熊本市議会が48、富合町議会が10となっております。その上で今申し上げました編入合併特例定数を適用する際の増員数の算出方法を下に示しておりますが、これは熊本市の定数48に富合町の人口を分子、熊本市の人口を分母にしたものを掛け合わせまして、 0.57 となると $(48 \times 7,962 / 669,603 = 0.57)$ 。これを四捨五入、1未満は1となりますので、定員1が増員されるということになります。その為、定数特例の場合は、この分を加えるということになります。それで、35頁の下に書いてございます1番目の分でございますが、これ以下こういう適用をしないものを含めると5つのパターンが制度としては考えられるということでございます。1番目はこういう特例を適用しないというものでございます。合併と同時に失職をされるということでございます。それから36頁をご覧ください。2でございますが、これは定数特例を最初の選挙までに適用するというものでございます。これは富合町で選挙区を設けまして増員の選挙を合併時に行うというものでございます。それは、合併後の第1回目の選挙までということになります。それから3番目をご覧ください。これはその定数特例に加えまして、次の任期、第1回の選挙が行われた後の任期までこの定数特例をもう一度利用するというものでございます。そのため1回目は、今のようにいたしまして2回目のときには、熊本市は熊本市48で選挙をいたしまして、富合町では別個に選挙区を設けて行うというものでございます。それから37頁をご覧ください。4番目5番目こちらの方が、在任特例を適用した場合でございますが、4番目は在任特例を最初の選挙のときまで適用するものでございます。この場合には現在の10名の議員さんが全員、最初の選挙の期間まで残られるということでございます。5番目、今申し上げた上にさらに次の選挙をされたとき、合併後最初の選挙の後の任期1回、そのときには定数特例の定数1を加えた49で定数特例で

実施されると。このときには1は、旧富合町で選挙区を設けるということ、48は旧熊本市で選挙をするというようなこととなります。以上のような制度的なパターンが考えられるわけですが、いろいろ諸般の事情等、重々議員専門部会でも、御検討になり、この案を御提案されたところでございます。今申し上げました第3案が今申し上げました特例定数を2回適用するというものでございます。それから、個票の33頁34頁に現状の状況を書いてございます。報酬については熊本市の例に統合するものでございます。以上でございます。

会長

ただ今事務局から説明がありました協議第6号につきまして、何か御意見・御質問等があればお願いいたします。

本田委員さんお願いいたします。

本田委員

本田でございます。議員専門部会で検討されたものですから、我々がとやかく言うことではないと思いますけれども、一住民として言わせていただくなら、私たちの考え方としては、在任特例をして欲しかったなと考え方を持っております。やはり、合併になりますと、合併後のことが非常に私たちは心配しておるわけですね。そういう中で、富合からの議員さんが1人しかいないというのは、非常に不安もありますし、これからどうなるのだろうという気持ちを持っております。非常に私個人としては贅沢な意見ですけれども、5番目に是非してほしかったなと思っております。一応、希望としてそういう考え方もあるというところで発言をいたしました。

会長

わかりました。何かこの件につきまして、皆様方から忌憚のない御意見等をお聞かせいただきたいと思います。いかがでございましょうか。なかなか、この問題につきましては、それぞれ議員専門部会におきましても、熱心に議論をしていただきました結果、先ほど5つのパターンがございましたが、その中で3番目を選択していただいたということでございます。確かに本田委員さんからお話ございましたように、在任特例ということもですね、その地域の個性をですね、きちんと大事に残していくという意味では、そういうことも考えられるということでございますけれども、議員部会の中で諸般の事情ということもありましたけれども、いろいろ御賢察の上に出された結論であろうと思っております。この件につきましては何かございませんでしょうか。それでは、他に御意見・御質問等ないようでございますので、採決に入らせていただきますが、協議第6号につきまして、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。協議第6号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」につきましても、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして協議第8号「地域自治組織等の取扱いについて(その2)」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

41頁をご覧ください。協議第8号「地域自治組織等の取扱いについて(その2)」についてでございます。富合町合併特例区の規約について、別紙のとおり提案するというものでございます。43頁以降をご覧ください。富合町合併特例区規約(案)でございます。これは、合併特例法に基づきまして、規約にこれらの項目を盛り込むようにということがございまして、それに基づいてお作りしております。名称につきまして富合町、設置期間は5年間ということでございます。それから、特例区の処理する事務といたしましては、第4条でございますが、別表に規定する公の施設の設置及び管理、コミュニティ関連施策、地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承に関すること、新幹線車両基地に関連する事業、それから国保基金を財源といたしました保健事業でございます。ちなみに公の施設につきましては45頁の別表に5施設を出しております。こうした事務事業につきましては既に協議で御承認をいただいたところでございます。それから6条は区長の任期でございます。選任については、特例法で合併市町村長が選任するということになっておりますので、任期が2年ということでございます。それから区長の権限につきましては、合併特例区を代表し、その事務を総理するというものでございます。それから第8条が合併特例区協議会の構成員につきましては、熊本市長が選任するということというものでございます。構成員の任期は2年とするものでございます。10条でございます。合併特例区協議会の組織及び運営につきましては、構成員の定数は10名以内とする。第2項といたしまして、定例会及び臨時会を区長が招集するといったものでございます。なお、この特例区協議会の権限といたしましては、特例区が処理する事務につきまして合併特例区の長でありますとか、市町村長のその他の機関に対して意見を述べることができるという意見陳述権がございます。合併市町村の長が、いろんな施策を重要事項でありまして、合併特例区の区域にかかるとものを決定し変更しようとする場合においては、協議会の意見を聞かなければならないという同意権というものがございます。以上のような内容になっております。

司会

ただ今説明のありました、協議第8号につきまして何か御質問・御意見等があればお願いいたします。

内藤委員さんお願いいたします。

内藤委員

規約の件でございますが、これには記載してありませんでしたけれども、合併特例区長の選任についてでございますが、当議会でもこの件につきまして、いろんな意見が出ましたけれども、最終的に法定協の場で町議会の意思を要望するというで決定いたしましたので、この場をお借りいたしまして会長であります幸山市長に要望をいたします。

合併特例区の区長については、富合地域の住民から選任することを基本としていただきたい。また、区長の選任にあたっては、町議会を始めとした富合町の意向を最大限尊重していただきたいという要望でございますが、市長の御意思をお伺いいたします。

会長

協議会会長という立場ではございますが、市長ということですね合併特例区の区長の選任に対しての御要望があったところでございます。ただ今、合併特例区の区長については、富合町地域の住民から選任することを基本としていただきたいと。また、区長の選任にあたっては、町議会を始めとした富合町の意向を最大限に尊重していただきたいという御要望だったかと思いますが、それで間違いございませんでしょうか。

内藤委員

(了承の意思表示有り)

会長

ただ今お話があったところでございますが、合併特例区の区長の選任にあたりましてはですね、合併特例区を導入いたしましたその趣旨からもですね、町議会を始めとした富合町さんのですね、意向というものを十分尊重した上で、選任をさせていただきたいというふうに考えておりますが、以上の考えでよろしいでしょうか。そのように考えております。

内藤委員さんどうぞ。

内藤委員

本当にありがとうございます。先般の議員専門部会でもこの件は規約に載せないと法的担保が取れないのではないかという意見もございましたけれども、ただ今市長よりこのような公の場で、富合の意思を十分尊重するというお言葉をいただきまして、本当にありがとうございました。私も熊本市との合併を推進する立場の一議員として、本当に安堵いたしましたところでございます。本当にありがとうございました。

会長

十分、その趣旨も踏まえまして選任にあたっては対応してまいりたいと、改めて申し上げたいと思います。他に何か御意見等あればお願いいたします。他、ございませんでしょうか。それでは、他に御質疑等ないようでございますなら、協議第8号につきまして、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第8号「地域自治組織等の取扱いについて（その2）」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。協議につきましては、これで終わりとなりますけれども、皆様方の御協力に感謝を申し上げます。

それでは、その他の項目でございますが事務局から報告事項があればお願いしたいと思います。

事務局

ただ今協議をいただきまして、これで42項目協議終了ということになります。つきましては、協議の内容と申しますか、そういうものを用意いたしております。今から、整理をしたものを用意しておりますので、配らせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

協議が整ったというところですね、これは法的に義務付けられているわけではございませんが、合併協定というものを結んではどうだろうかということですね、その案を作らせていただいたということでございます。中身につきましては、開けていただきますと分かりますように、合併協定書ということで1から42までございます。中身につきましては、皆様が御承認いただきました1つ1つの協議項目の一番の鑑といいますか表の紙に書いてある文章をそのまま記載させていただいたということでございます。この協定、この内容をですね、協議書といたしましてそして協定ということで、本日はございませんが調印をさせていただけたらというふうに思っております。今日は中身を御紹介するということでございまして、後日、日にちは決まっておりますが、合併協定ということを経験させていただけたらということでの御提案でございます。いかがでございましょうか。

会長

ただ今、報告がありましたように、合併協定書についてこのような形でとりまとめをさせていただきますのでよろしいでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、このような形で取りまとめていただきますし、最後に立会人ということですね、委員の皆様方には是非とも御署名をいただきたいと考えておりますので、どうぞ皆様方の御協力を何とぞよろしくお願い申し上げたいと存じます。

それでは、最後に委員の皆様方からですね、何か御意見等がありますならですね、せっかくの機会でございますので、御意見をいただけたらと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。特にありませんでしょうか。それでは、ないようでございますなら、これを持ちまして議事を終了させていただきたいと思っておりますが、最後に村崎町長から閉会の言葉をいただきますが、その前に私の方からお礼を申し上げたいと思っております。委員の皆様方におかれましては、今回で10回目の協議会だったわけでございますけれども、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただきまして、無事42協議項目につきまして、協議項目を終えさせていただくことができました。ここに改めまして委員の皆様方の御理解と御協力に心から感謝を申し上げたいと存じます。富合町さんとこの熊本市の合併協議につきましては、改めて申すまでもございませぬけれども行政レベルでの勉強会からスタートし、それから、任意協議会、さらには法定協議会ということで段階を踏んで協議を進めさせていただいたところでございます。その過程におきましては、それぞれで住民説明会等を行わせていただきましたり、あるいは合併協議会だより等で市民の皆様方に経過をお知らせする等いたしまして、この手続きを進めさせていただいたところでございます。スタートした当初を考えますならば3年近く経過いたしましたけれども、改めまして長年にわたりまして、御理解と御協力をいただきました皆様方に対しまして、心から感謝を申し上げたいというふうに存じます。この協議会は本日をもって終了となるわけでございますけれども、しかしながらこの協議会を経まして合併を成就するまではですね、まだいくつかの手続きを議会の御同意をいただく、あるいは、県からの御同意をいただくといういくつかの手続きを残しているわけでございますので、しっかりとこれまで積み上げさせていただいたことを、決して無にすることなくしっかりと合併を成就させてまいりたいと考えておりますのでどうぞ、皆様方の今後とも御指導を何とぞよろしくお願い申し上げまして、協議会の最後にあたりましてのお礼の御挨拶に代えさせていただきます。皆様方、大変御世話になりました。ありがとうございます。

司会

それでは、最後に閉会の言葉を本協議会副会長であります村崎富合町長が申し上げます。

閉会挨拶

村崎 秀 富合町長

委員の皆様方、大変長い間、10回目の会合をいただきまして、そして全議案、満場一致で御承認いただきました。振り返りますならば市長がおっしゃいましたとおり、研究会

から任意協議会、また法定協議会と進んできました。大変長い間、皆さん方に御協力をいただきまして、私も感慨無量でございます。富合町も小さな町でございますが、熊本市の皆様方の配慮によりまして、今後、両議会の廃置分合の議決をしていただかなければなりませんので、この件についても議員の皆様方もお出ででございますので、よろしく願いいたしまして、そして、諸手続きを済んで10月の6日には立派な合併ができますことを祈りたいと思っています。今日まで大変長い間、御苦勞かけました。これをもちまして法定協議会の終了といたします。今日は大変御協力ありがとうございました。

会長

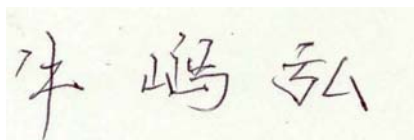
1点だけ、先ほどの挨拶の中で協議は終了ということでございますが、協議会自体は暫く引き続き存続するというところでございますので、今日で協議会は終わりというものではございません。協議項目を終了ということでございます。本当に皆様方ありがとうございました。

午後2時35分終了

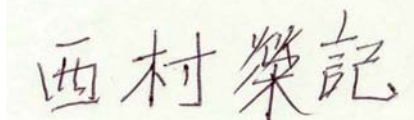
以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成19年10月23日

署名委員

Handwritten signature in black ink on a light green background, reading "西村 弘" (Nishimura Hiro).

署名委員

Handwritten signature in black ink on a light green background, reading "西村 繁記" (Nishimura Shigeaki).